

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験指針

(趣旨)

第1条 動物実験は、教育・研究活動に関し、重要な手段として欠くことのできないものであるとともに、一方で動物福祉の点から、動物の生命を尊重し、動物にできる限り苦痛を与えないように措置する等動物実験への詳細な配慮は、きわめて肝要なことであると考えられる。東海学院大学短期大学部及び東海学院大学（以下「本学」という。）は、研究者が行う動物実験が、これらの基本的な要件を満たすことによって、その教育・研究の目的が達成されるとの認識に立ち、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験指針（以下「指針」という。）を定める。

(目的)

第2条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）」及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71条）」に定められた事項に基づき、本学において動物実験を計画及び実施する際に遵守すべき事項を示し、科学的並びに動物福祉の観点から、適正な動物実験の実施を促すことを目的とする。

(適用範囲)

- 第3条 この指針は、本学において行われるすべての脊椎動物実験に適用する。
- 2 動物実験を行う研究者（以下「研究者」という。）は、動物実験にあたって、学長の許可を得なければならない。
 - 3 前項の手続については、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）規程において定める。

(施設、設備、組織の整備)

第4条 学長は、本学における教育・研究上の必要性に則した動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な動物実験施設及び飼育設備を整備するとともに、その管理・運営に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

(実験動物管理)

第5条 実験動物管理者は、動物実験を実施するために、科学的かつ動物福祉の観点からも施設、設備等の適切な維持、管理に努め、実験動物への適切な給餌及び給水等の飼育管理を実施し、緊急時の対応計画を作成しなければならない。

(実施計画の立案)

第6条 研究者は、実施計画の立案にあたって、動物実験の専門家に意見を求めたり、必要に応じて、委員会に助言及び指導を求め、有効かつ適正な実験の計画に努めなければ

ならない。

2 研究者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限にとどめるため、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。

3 研究者は、実験動物の選択にあたって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的・微生物学的品質及び飼養条件に十分配慮しなければならない。

(実験動物の受入)

第7条 研究者は、動物実験の発注条件、異常及び死亡の有無を確認し、実験動物の状態、輸送方法及び輸送時間を把握しておかなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第8条 研究者は、実験動物の導入時から実験終了時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第9条 研究者は、動物福祉の観点から、麻酔等の手段によって実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(実験終了後の措置)

第10条 研究者は、実験を終了した動物の処置については、第2条に掲げる基準の定めに従い行わなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第11条 研究者は、物理的、科学的に危険な物質、あるいは病原体等を扱う動物実験においては、研究者等の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分に配慮しなければならない。

(緊急時の対応)

第12条 研究者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

(実験の差し止め)

第13条 学長は、研究者がこの指針の定め著しく逸脱した場合には、当該実験を差し止めることができる。

(研究者の教育・資格)

第14条 学長は、毎年1回、動物実験・動物倫理に関する講習会を実施する。

2 研究者は、これに参加して、動物実験取扱いの認定を得ることを必要とする。講習会

以前に実験の申請がなされた場合は、個別に委員が審査し、委員会の判断によって仮許可書（講習会までの期間）を研究者に与える。

（自己点検・評価）

第15条 学長は、動物実験の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価をするとともに、当該点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施することに努めなければならない。

（情報公開）

第16条 学長は、毎年1回、本学における動物実験に関する情報を公表しなければならない。

（祈念）

第17条 学長は、毎年1回、実験動物に敬意と感謝の念を表明する行事を行う。

（改廃）

第18条 この指針の改廃は、役職者会議及び教授会を経て、学長が決定する。

附 則

この指針は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この指針は、平成27年4月1日から施行する。

2 この指針の施行に伴い、「東海学院大学動物実験等細則」を廃止する。